

入札説明書

件名：群馬県立病院の感染性廃棄物
収集運搬及び処分業務委託

令和 8 年 1 月 6 日 群馬県報公告

群馬県病院局

本件に関する一般競争入札に参加しようとする者（その代理人を含む。）は、次の事項を了承し、かつ、遵守してください。

1 入札に付する事項

- (1)調達物件名 群馬県立病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託 一式
(2)調達物件の内容等 仕様書のとおり
(3)予定数量 仕様書のとおり
(4)履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

2 入札及び契約の相手方 群馬県知事 山本 一太

3 本調達に関しての照会先

- (1)郵便番号 371-8570
(2)所在地 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
(3)機関名 群馬県病院局経営戦略課総務係
(4)電話番号 027-226-2710

4 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 共通

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りでない。
③ 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、本件公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年1月15日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年1月28日（水）までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県病院局経営戦略課総務係へその旨を連絡すること。

- ④ 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程（平成

15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。) 第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

- ⑤ 入札日において、物品の購入等に係る有資格者業者指名停止措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- ⑥ 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。
- ⑦ 令和7年度に病床300床以上(複数医療機関における病床数の合計も可とする。)の医療機関の感染性廃棄物収集運搬又は処分業務を受託した実績を有する者であること。
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の5第1項の規定による電子情報処理組織(以下「電子マニフェスト」という。)が使用可能であること。

(2) 収集運搬業者

- ① 特別管理産業廃棄物収集運搬業(感染性廃棄物)の許可を有する者であること。
- ② 群馬県が定める感染性産業廃棄物の収集運搬車両等に関する運搬基準を満たす廃棄物収集運搬専用車両を複数台所有していること。
- ③ 積替、保管及び区間委託することなく、収集日当日に中間処理施設へ搬入できる者であること。

(3) 処分業者

- ① 特別管理産業廃棄物処分業(感染性廃棄物)の許可を有する者であること。
- ② 処理施設は、廃棄物処理法第15条の産業廃棄物処理施設設置許可を受け(廃棄物処理法第15条第1項該当施設)、一処理施設当たり一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上の焼却又は溶融の処理能力を有する施設であること。

(複数処理施設での合計処理能力では不可。)

廃棄物処理法施行令に定める廃棄物処分基準及び廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(環境省作成)を遵守し、適切な処分が可能であること。

5 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書及び必要添付書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

- ア 提出期間 令和8年1月6日(火)から同年1月28日(水)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- イ 提出場所 上記 3 に同じ。
- ウ 提出方法 郵送又は持參とする。
- 郵送による場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。また、封筒に「群馬県立病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託の資格審査書類在中」と朱書きすること。

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

なお、「収集運搬」又は「処分」のいずれかのみの受託を希望する者は、選定した「処分」又は「収集運搬」業者の委任状及び当該業者が所有する下記書類を併せて揃えること。

- ア 入札参加申請書
- イ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（写）
- ウ 特別管理産業廃棄物処分業許可証（写）
- エ 最終処分の許可証の写し、又は受入許可証・契約書（写）
- オ 処理能力を示す資料
- カ 産業廃棄物処理施設設置許可証（写）「第 15 条第 1 項関係」
- キ 令和 7 年度 300 床以上の医療機関との収集運搬又は処分契約書（写）
- ク 収集運搬・中間処分それぞれの契約先一覧表及び感染性廃棄物収集車両一覧表
- ケ 感染性廃棄物の最終処分までの業者名、所在地を明確にしたフローチャート
- コ 中間処理施設及び最終処分の所在地・施設状況等を明確にした地図及び写真
- サ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストの加入証（写）

(3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和 8 年 2 月 4 日（水）までに書面により通知する。

(4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

(5) その他

- ア 申請書等は返却しない。
- イ 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- ウ 必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

6 入札説明書等に関する質問受付期間等

- (1) 受付期間 令和 8 年 1 月 6 日（火）から同月 13 日（火）までの日（休日条例第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- (2) 受付方法 電子メールにて質問書（様式は任意）を提出すること。
電子メールは、以下のアドレスに送信した上で、上記 6 (1) の

受付期間内に上記 3 の照会先あてに電話により必ず到達確認をすること。

メールアドレス : bkeieika@pref.gunma.lg.jp

- (3) 回答期限 質問があった場合は、令和 8 年 1 月 22 日（木）までに質問者あてメールにて回答し、併せて群馬県ホームページで閲覧に供する。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により、説明を求めることができる。
- ア 提出期間 令和 8 年 2 月 4 日（水）から同月 12 日（木）までの日（休日条例第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。
- イ 提出場所 上記 3 に同じ。
- (2) 説明を求められたときは、令和 8 年 2 月 19 日（木）までに説明を求めた者に對し書面により回答する。

8 入札及び開札の日時並びに場所等

- (1) 日 時 令和 8 年 2 月 17 日（火） 午前 10 時 00 分 即時開札
- (2) 場 所 群馬県庁昭和庁舎 3 階 33 会議室
- (3) その他の 入札の執行にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札参加資格確認通知書）を持参すること。

9 入札方法等

- (1) 入札方法は、次に掲げる事項を記載した入札書（様式 1）を持参又は郵送により提出することとし、電報、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。
- ア 調達件名
- イ 入札金額（仕様書内「3 感染性廃棄物の分別形態及び排出予定量」の区分による容器ごとの収集運搬単価、総重量に係る処分単価及び契約期間の予定総額を記載すること。）
- ウ 入札者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は称号及び代表者の氏名）及び押印
- エ 代理人が入札する場合においては、代理人の氏名及び押印
なお、郵送の場合は、書留郵便とし、令和 8 年 2 月 16 日（月）午後 4 時までに群馬県病院局経営戦略課長宛て親送で必着のこと。郵送にあたっては二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて巻封の上、当該中封筒には氏名等及び「群馬県立

病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託の入札書在中」と朱書すること。
また、外封筒にも「群馬県立病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託の入札書在中」と朱書すること。

- (2) 入札者は、代理人に入札させる場合には、委任状（様式2）を提出すること。
- (3) 入札場において、次の各号に該当するものは当該入札場から退場させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (4) 入札者又はその代理人（以下「入札参加者」という。）が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札が公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (5) 1回目の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、2回目の入札に付する。

なお、郵送により入札書を提出し、2回目の入札に参加する意志がある場合は、別封により2回目の入札書を作成し、各封筒に何回目かを明記しておくこと。
- (6) 入札金額は、当該業務に要する一切の経費を含め入札金額を見積もるものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならぬ。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (8) 入札参加者は、提出した入札書を引換、変更又は取消をすることができない。

10 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で、規程第123条の規定に該当する者は、免除する。

11 開札

開札は、入札参加者が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

12 入札の無効

次に掲げる者の行った入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者
- (2) 同一の入札について、二以上の入札をした者
- (3) 入札に際し、不正行為があった者
- (4) 入札書に必要な事項の記載や必要な押印を行わなかった者
- (5) 入札金額が訂正されている入札書で入札した者
- (6) その他、入札に関する条件に違反した者

1 3 落札者の決定等

- (1) 有効な入札を行った入札者のうち、次の2つの条件を満たした者を落札者とする。
 - ア 各入札項目単価が規程第116条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内である者
 - イ アを満たす者のうち、入札金額（各入札項目単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最も安価な者
- なお、本案件は低入札価格調査基準を設定しており、これを下回る入札があった場合には、落札を保留とし、履行の確保が図れるか否かを調査、検討のうえ、落札者は後日決定するものとする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者決定時に、開札に立ち会わない落札者とされなかつた入札者があるときは、落札者を決定した日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、当該入札者に通知するものとする。

1 4 契約書の作成

別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

1 5 その他

- (1) 入札参加者は、この入札説明書の内容を熟知した上で入札しなければならない。また、入札後、当該内容についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならぬ

v_∞